

令和2年10月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月9日（金） 午後2時02分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第5号 下限面積（別段の面積）の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員（21名）

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	（欠員）	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	（欠員）
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員（3名）

令和2年10月 小郡市農業委員会総会次第

令和2年10月9日（金）午後2時02分開会

○会長 定刻を2分ほど過ぎましたが、総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

10月に入り、めっきりと秋の気配を感じる季節となりました。

しかしながら、7月の豪雨災害、9月の台風と、自然災害の恐ろしさを実感するとともに、福岡県の稲の作況が「やや不良」と発表されるなど、収穫の秋を迎え、気になるところです。

このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は議案4件、報告事項2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

よって、令和2年10月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方、よろしくお願ひいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、14番 中原 孝司 委員、17番 天本 徹 委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に

ついて、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、位置図の方もご覧ください。

番号1は、福童地内の畑2筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作が不便なため、譲受人は経営規模拡大のため、農地を売買するものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2から議案書の3ページ、番号6までは、同一地内の関連する案件となりますので、併せて説明いたします。

大保地内の田12筆です。3条による交換移転となります。

(位置図で場所の説明、面積、譲渡人・譲受人の説明)

交換分合を行った際の所有権移転の登記ミスによるものですが、農地法第3条を通しての交換となるものです。一覧につきましては、位置図の表で整理させていただいております。

そして、一点、訂正をお願いいたします。

議案書1ページ、番号3の案件です。地籍の訂正がございます。上から2段目の地籍は114㎡となります。訂正をお願いいたします。

それに対応いたしまして、合計面積も241.91㎡に変更となります。申し訳ありませんが、ご訂正いただきますようお願いいたします。

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、山隈地内の田1筆です。

農家住宅及び農業用倉庫を建築するため、農地転用の申請が提出されたものです。

(位置図で場所の説明)

甘木鉄道西太刀洗駅を起点に300メートルのラインを水色で着色しておりますが、申請地はそれより外側になりますので、鉄道の駅から概ね500メートルの区域内に位置しまして、第2種農地に分類されます。代替え地の検討もされていることから立地基準は問題ないものと思われれます。

(位置図で施設概要の説明)

また、周囲の農地は申請人の所有地になっていますが、東側、西側及び南側にコンクリートブロックを3段積んで北側の農業用施設用地と同じ高さまで造成する計画となっています。

また、申請地内に井戸を設置するとともに、汚水については合併浄化槽を設ける計画になっています。雨水排水及び合併浄化槽からの排水については南側の農地に塩ビ管を埋設し、南側の農地を経由して既存の水路へ排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、6件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見

について、ご説明します。

番号1から番号3までは同一案件ですので、合わせて説明いたします。大崎地内の現況畑4筆、宅地2筆及び田2筆、合計8筆です。

建売住宅の建築のために申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地にピンクで着色を入れています。申請地を起点に500メートルの円を描いて水色で着色しております。この500メートルの圏内に、市立大崎保育所及びひやまクリニック呼吸器内科が位置するところです。

また、申請地の南側の市道には上・下水管が埋設された道路となっています。

位置図7ページをご覧ください。オレンジで着色している3筆、緑で着色している5筆に色分けしています。こちらは位置図の色分けにも対応しています。道路に面している南側の3筆は、上・下水道管が埋設された道路の沿道区域、概ね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設が存することから、第3種農地に該当します。

残りの緑色で着色している5筆は、概ね10ヘクタール未満の小集団で生産性の低い農地に分類されますので、第2種農地に区分されます。

また、隣接する集落の状況から集落接続の要件も満たしているため、第2種農地の転用要件である「代替え地」検討が不要となっているところです。以上のことから、農地転用について、立地基準上は問題ないものと思われま

す。なお、申請地内にL型擁壁を設置し、造成を行う計画となっています。

南側の市道に埋設された上・下水道管より取水・排水を行います。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま

次に、番号4は、上岩田地内の畑2筆です。

(位置図で場所の説明)

露天駐車場のために申請があったものです。甘木鉄道松崎駅を起点に300メートルの円を描いて水色で着色しております。

当該申請地は、こちらの範囲内に入っておりますので、第3種農地に該当します。

なお、隣接する自動車修理工場の敷地拡張でもあり、転用可能な条件を満たすものとなっています。

申請地内は砂利敷きとし、雨水排水は自然流下となっています。

以上のことから立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に、番号5は、松崎地内の畑5筆です。

(位置図で場所の説明)

一般個人住宅建築のために申請があったものです。

申請地をピンクで着色しております。申請地を起点に概ね500メートルの円を描いて水色で着色しております。

この500メートルの圏内に、松崎保育園、富安医院、松崎記念病院及び牛嶋歯科医院の4件の教育及び医療施設が位置するところです。

また、申請地の東側の市道には、市道内に上下水道管の埋設されております。

位置図13ページの字図をご覧ください。

オレンジと緑色で着色しております。オレンジ色については市道に面しておりますので、こちらの4筆については第3種農地に該当いたします。

緑色の場所については、10ヘクタール未満の小集団で生産性の低い農地に分類されますので、第2種農地に該当します。

また、申請地付近の状況から既存集落接続の例外規定にも該当します。従って、立地基準上は問題ないものと思われます。

また、申請地内にコンクリートブロックを設置し、造成を行います。

東側の市道に上・下水道管が存することから、市道に埋設された上・下水道管より取水・排水を行います。

以上の点から、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

次に、議案書7ページ、番号6は、稲吉地内の畑1筆です。

農家住宅建築のために申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、10ヘクタール未満の小集団で生産性の低い農地に分類されますので、第2種農地に該当します。また、申請地付近の状況から既存集落接続の例外規定にも該当します。

位置図16ページ、土地利用計画図をご覧ください。

申請地をピンクで着色しております。緑色で分筆予定地を着色しています。申請地の東側の宅地の一部を分筆し、そちらの方から出入りをする計画になっております。

また、この緑色の分筆予定地を通して、市道の中に埋設された上・下水道管より取水・排水を行う計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

以上、6件とも、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いしますが、番号1の案件は議席番号21番委員に関係する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、

その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号21番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、八坂地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売買されるものです。
(位置図により場所の説明)

番号2は、干潟地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、乙隈地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書9ページ、番号4は、寺福童地内の田6筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号5は、寺福童地内の田1筆、畑1筆、計2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

売主、買主が番号4、番号5で同じですが、農振区分が農振農用地外
でありますので、別の番号で記載をさせていただいております。
(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件
を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいた
だいております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、
事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から
事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承
認について、所有権移転5件について、第3分科会において事務局より
説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致を
みましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第4号について、原案のと
おり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第4号
は原案通り承認いたします。

○議長 ここで、議席番号21番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 続きまして、議案第5号、下限面積(別段の面積)の設定について、
議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、説明に入ります前に資料の確認を行います。

資料1、議案第5号関連「経営耕地面積規模別経営体数 2015年農林業センサス」、資料2、議案第5号関連「小都市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」、それぞれ有りますでしょうか。ご確認をお願いします。

議案書の10ページ、議案第5号、下限面積（別段の面積）の設定について、ご説明いたします。

この件につきましては、先月末開催しました地区会議において説明をいたしておりましたが、再度簡単にご説明いたします。

本議案で、ご審議いただきます「下限面積」とは、農地の有効利用を図るため、効率的かつ安定的な農業を営む者に対して、農地の利用を集積することが重要として、農地の権利取得に際して、権利取得後の経営面積が原則50アール（北海道では2ヘクタール）以上となるよう、（農地法により）下限面積要件が定められています。

また、下限面積の特例措置として、省令の定める基準により、地域の実情に応じて、より小さい「別段の面積」を定めることができるとされています。

今回、お諮りをするこの下限面積は、毎年、この時期にご審議をいただいていますし、併せて、引き続き今回も、「別段の面積」を設定させていただきたく、審議をお願いするものです。

まず、(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用についてですが、農地法施行規則第17条第1項第3号では、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内、小都市では、市内全区域、に定めようとする面積未滿の農地を耕作している者の数がおおむね百分の四十、40%を下らないように算定されるものであること、とされています。

資料として、2015年農林業センサスと市の農地基本台帳をつけていますが、(1)の「理由」の欄に書いていますが、農林業センサスでは、管内の農家で50アール未滿の経営耕地を持つ農家が全体の約12%となっているところから、小都市の場合は、引き続き50アールで設定すべきものと考えております。

ただし、令和2年の農地基本台帳に基づく耕地面積規模別農家数調査では、0.4ヘクタール、40アール、で41.1%となっており、前年の40.0%から比率が若干増加しております。次回の農林業センサスの動向によっては変更しなければならない可能性が出てくるものと

考えられます。

次に、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用についてですが、農地法施行規則第17条第2項第1号では、設定区域(本市)における農地の利用の現況及び将来の見通し等から、新規就農を促進するために適当と認める面積を設定することができるかとされております。

その基準では、当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き、耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他、その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在することとなりますが、本市の現状では、農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は0.1%と低い現状ではあるものの、後継者がおられず、空き家になった農家が持つ農地等については、将来的に、遊休農地化する傾向にあるものと思われまます。

したがって、理由の欄に記載していますように、定住促進策として導入された「空き家バンク」に登録された空き家に付属した農地に限っては、耕作放棄地の発生防止・解消、新たな担い手の確保を図る観点から、新規就農を促進するために新たな「別段の面積」として、引き続き1アールを設定したいと、考えております。

また、但し書きにありますように、取得しようとする面積がこれを下回った場合におきましても、これを1アールとみなす旨の条文を入れ、最大限の優遇措置を講じているところです。

なお、この別段の面積については、人口減少対策の一環として「空き家バンク」制度を近隣の市町でも導入されておりますが、これらの市町においても、同様に別段の面積を設定されていることを申し添えます。

以上のことから、小郡市では、農地法施行規則第17条第1項で適用する下限面積は50アール、同条第2項で適用する下限面積は1アールで行いたいと思ひます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、下限面積、別段の面積の設定について、第3分科会において、事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見・質問ないようです。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### [日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の11ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について、9件報告いたします。

番号1及び番号2は、公共事業に伴う合意解約です。

次に、番号3及び議案書の12ページ、番号4は、貸手の都合による合意解約です。

番号5は、借手の都合による合意解約です。

議案書の13ページ、番号6は、貸手の都合による合意解約です。

議案書の14ページ、番号7は、公共事業に伴う合意解約です。

番号8は、貸手の都合による合意解約です。

番号9は、売買に伴う合意解約です。

なお、詳細につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区

域の転用届出について、2件の報告をいたします。

議案書15ページの番号1は、一般個人住宅建築のため、届出が提出されたものです。

番号2も、一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

なお、届出地の表示及び届出人等については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で、本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年10月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和2年10月9日(金) 午後2時50分閉会